

開示請求に係る手数料及び開示実施に係る手数料の考え方について

1 開示請求手数料

開示請求手数料の額は、開示請求書の提出があつてから決定通知書を発出するまでの各事務に要するコストについて、人件費・事務費の単価にそれぞれの事務の所要時間を乗じた額に、決定通知書の郵送料を加えて設定しています。

- 2 開示請求に係る事務コストとしては、
 - (1) 開示請求書の記載事項の確認等の受付事務
 - (2) 請求のあった法人文書の探索事務
 - (3) 開示・不開示の審査事務
 - (4) 決定通知書の記載等の書面作成事務
 - (5) 決定通知書の送付事務及び郵送料

のコストが想定されますが、これらのうち、(2)については、法人文書の探索に要する時間は、法人文書の文書管理の事情等により様々ですが、探索にほとんど時間を要しない場合が見込まれることを理由として、また、(3)については、開示請求事案の中には、審査を要せず開示できるものがあること、また不開示情報を保護することは国民全体の利益を保護するものであることを理由として、それぞれ積算に含めず、(1)(4)及び(5)のみを積算して算出したものです。

3 開示実施手数料

開示実施手数料の額は、法人文書の種別（媒体）及び開示の実施の方法ごとに、開示の実施の準備に要する人件費、事務費、媒体代、写し等の作成を業者に委託する場合のコストを基に、従量逓増制を基本として設定されたものです。なお、部分開示の事務コストについては、部分開示に係る事務を必要としない場合があること等から、国と同様に積算に含めないこととしました。

また、媒体代及び写し等の作成を業者に委託する場合のコスト等については、国の手数料との均衡を図るため国の単位を使用しています。

※ 写しの送付に係る郵送料については別途実費を徴収するので、開示実施手数料の積算には含めていません。

〈参考〉人件費及び事務費の1時間当たりの単価算出の基本的な考え方

- ・人件費1時間当たりの単価算出方法
平成17年度予算積算資料を基に、人件費のうち役員分を除く一般職員人件費を予算定員（役員を除く）及び年間所定時間で除したもの。
- ・事務費1時間当たりの単価算出方法
平成17年度予算積算資料を基に、情報公開の事務処理に係ると見込まれる経費を抽出し、その合計額を予算定員（役員を除く）及び年間所定時間で除したもの。

結果、国の手数料を上回ることが想定され、国の手数料との均衡を図るため国の手数料額と同額としました。